

答 申 書

熱 個 審 第 6 号

令和4年7月7日

熱海市教育委員会

教育長 新 村 茂 昭 様

熱海市個人情報保護審査会

会 長 根 本 猛

熱海市個人情報保護条例第44条第1項に基づく令和3年11月18日付け熱教学第521号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和3年7月30日付け熱海市指令教学第1号により、熱海市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）については、別記3の審査会の判断の欄に開示と記載された部分を開示すべきであり、他の部分については、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の要旨

本件審査請求の趣旨は、熱海市個人情報保護条例（平成10年熱海市条例第3号。以下「条例」という。）第17条第1項に基づく開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) すでに開示された文書以外に本件事故に関する次の公文書が存在することが明らかで

あること

ア 文部科学省が策定した「学校事故対応に関する指針」（以下「指針」という。）に基づく「学校設置者等への事故報告、支援要請」及び「基本調査」に関する文書

イ 熱海市立●●●学校が講じた、「本件事故がいじめに起因するか否かの事実確認に講じた必要な措置」及び「通知人（審査請求人）及び事故に関わった同級生並びに当該事故を目撃した児童数名の発言及び目撃証言を聴取する措置」に関する文書

(2) 条例第18条第3号の規定による不開示処分には理由がないこと

開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるか否かについては、その個人情報 の性質、内容や請求者と当該第三者との関係等に照らし、情報を知る利益と、客観 的に具体的に想定される情報を開示することにより生じる不利益とを比較考量して客観 的に判断すべきであり、「おそれ」の程度とは、単なる確率的な可能性をいうのではなく、 法的保護に値する蓋然性があることを要するべきであるとされている。

転倒の原因となった加害生徒については、たとえ審査請求人以外の個人の氏名であつても、損害賠償請求権という審査請求人の財産を保護するために、必要不可欠の情報であり、条例第18条第3号イの規定により開示すべきものである。

例えば、目撃証言者の氏名を除く部分には「特定の個人を識別することができるもの」に該当しない箇所（例えば、氏名以外の文書の標目、日時場所、聴き取り内容等）も含まれているはずであり、文書全体が存在しないかのような不開示処分は不当である。

教職員は公務員であり、全教職員からの聴き取りに関する文書は、条例第18条第3号ウ本文の規定により開示されなければならない。

(3) 条例第18条第6号の規定による不開示処分には理由がないこと

既に行政機関として最終的な意思決定がなされているものであり、条例第18条第6号を根拠に不開示とする理由は認められない。

(4) 条例第18条第7号イの規定による不開示処分には理由がないこと

平成29年7月24日に関する事実関係に関する文書の開示を求めているものであり、当然開示されるべき情報であることから、条例第18条第7号イによる当事者としての地位が不当に害されるものではなく、不当な処分である。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 文書の存在について

「学校設置者等への事故報告、支援要請」は指針に基づき、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故に該当する場合に作成されるものであり、「基本調査」は、学校設置者が必要と判断した事故について実施されるものであるところ、本件事故は、30日以上入院加療が行われたことは事実であるが、入院加療の起因は、既存障害である他の疾患によるものであることから、「学校設置者等への事故報告、支援要請」及び「基本調査」に関する文書は、作成されていない。

「本件事故がいじめに起因するか否かの事実確認に講じた必要な措置」を講じたものの、本件事故に関し「いじめ」を疑うに足りる事実を確認できず、本件開示請求において請求された公文書に含まれていない。また、「通知人（審査請求人）及び事故に関わった同級生並びに当該事故を目撃した児童数名の発言及び目撃証言を聴取する措置」に関する文書は残されていない。

(2) 条例第18条第3号の規定による不開示処分には理由がないことについて

重篤な事故に該当しておらず、審査請求人の財産を保護するために開示が必要であるとは認められず、条例第18条第3号イは適用できない。また、本件事故を目撃した児童数名の氏名等を開示することにより、これらの児童の心身に及ぼす将来の悪影響のおそれを軽視することはできず、条例第18条第3号本文に該当する。

条例第18条第3号ウただし書の規定により不開示とした文書及び部分はない。

(3) 条例第18条第6号の規定による不開示処分には理由がないことについて

面談等における意見・評価に係る部分であり、これを開示することにより、今後同様の他の事案を検討する際に、率直な意見交換が行われなくなり、事案処理に支障を及ぼすおそれがあるため条例第18条第6号に該当する。

(4) 条例第18条第7号イの規定による不開示処分には理由がないことについて

本件事故が静岡地方裁判所沼津支部において係属中であることからアからウまでの理由

に条例第18条第7号イを重疊的に適用したものであり、条例第18条第7号イのみを根拠として不開示とした情報はない。

第4 審査会の判断の理由

本審査会は、本件処分について審査した結果、以下のとおり判断する。

1 文書の存在について

- (1) 「学校設置者等への事故報告、支援要請」及び「基本調査」に関する文書について

指針によると、「学校設置者等への事故報告、支援要請」は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故が起こった場合に行われ、「基本調査」は、死亡事故以外の事故については、「学校設置者等への事故報告、支援要請」の報告対象の事故のうちから学校の設置者が必要と判断した場合に着手することとされている。

入院加療の起因は、既存障害である他の疾患によるものであることから、「学校設置者等への事故報告、支援要請」及び「基本調査」に関する文書は作成されていないという実施機関の説明には一定の合理性があり、文書が存在している具体的な証拠もないことから、当該文書は、実施機関に存在しないと考えることが合理的である。

- (2) 「本件事故がいじめに起因するか否かの事実確認に講じた必要な措置」及び「通知人（審査請求人）及び事故に関わった同級生並びに当該事故を目撃した児童数名の発言及び目撃証言を聴取する措置」に関する文書について

審査請求人が指摘する、熱海市立●●●学校が講じた、「本件事故がいじめに起因するか否かの事実確認に講じた必要な措置」及び「通知人（審査請求人）及び事故に関わった同級生並びに当該事故を目撃した児童数名の発言及び目撃証言を聴取する措置」に関する文書について、実施機関から意見書の提出を求め、意見聴取を行ったところ、当該措置とは、審査請求人及び事故に関わった同級生並びに当該事故を目撃した児童数名から事情を聴取した措置のことであり、本件事故に関する聴取結果を記録した文書は、熱海市立小・中学校文書取扱要領に規定されている文書の保存期間を適用して破棄したとのことであった。

熱海市立小・中学校の文書の取扱いについて定めた熱海市立小・中学校文書取扱要領では、生徒指導報告・調査の文書の保存年数は1年間とされていることから、この説明

に疑わしい点はない。文書が存在している具体的な証拠もないことから、当該文書は、実施機関に存在しないと考えることが合理的である。

従って、第4の1(1)及び(2)に記載のとおり、文書が存在しないゆえに不開示とした原処分は妥当である。

2 本件対象公文書について

(1) 本件対象公文書の内容

本件における開示請求の内容は、別記1のとおりである。また、実施機関が本件における開示請求に対し、特定した対象公文書は、別記2のとおりであり、それぞれの文書の番号を1から21と付番した。

また、実施機関は、別記3の実施機関が不開示とした部分の欄に掲げる部分を条例第18条第3号、第6号、第7号に掲げる不開示情報に該当するとして、本件処分を行っている。

(2) 条例第18条第3号の該当性について

ア 条例第18条第3号本文前段の該当性について

(イ) 条例第18条第3号本文前段の解釈

条例第18条第3号本文前段は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報としている。

ここでいう、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接にかかわる情報等の個人識別性のある部分を除いたとしても開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのあるものをいい、開示請求者以外の個人が、開示請求者との関係について記した反省文などがこれに該当する。

(イ) 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求者の保護者、開示請求者以外の本件事故に関わった児童に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報については、条例第18条第3号本文前段の不開示事由に該当するものとして、不開示とすべきである。なお、本号ア～ウまでの規定の該当性については、後述のとおりである。

他方、文書番号1の1枚目8～10行目の審査請求者の家族氏名及び11行目の開示請求者の本人の住所の情報については、条例第18条第3号本文前段の規定には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報

実施機関は、別記3の実施機関が不開示とした部分の欄における聴取内容の部分について、心情の吐露等を示す情報については、個人の人格と密接に結びついた情報であり、個人識別性がなくても個人の権利利益を害するおそれのある情報であるとして、本号の規定により不開示としている。

本審査会において、本件対象公文書の該当箇所を見分したところ、実施機関が、個人識別性がなくても個人の権利利益を害するおそれのある情報であるとして不開示とした部分は、実施機関と関係者との面談における、実施機関の職員以外の関係者の聴取内容に関する部分であることが確認された。

通常、実施機関との面談とは、実施機関が設置する小中学校の児童生徒やその保護者が抱える問題について、実施機関の職員が聴取し、分析し、今後の方針を検討するものであり、その面談記録とは、単なる事実の記載ではなく、関係者の感情や反応、実施機関が行った評価や判断など様々な記録の情報である。

実施機関に求められる課題の複雑さを踏まえれば、関係者の真摯な心情の吐露には、個人の人格と密接にかかわる情報であるとの実施機関の判断には、違法・不当な点は見当たらず、実施機関の判断は妥当である。

よって、実施機関が不開示とした部分は、個人の人格と密接にかかわる情報であり、個人の識別性のある部分を除いたとしても開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると解され、条例第18条第3号の不開示事由に該当するものとして、不開示とすべきである。

イ 条例第18条第3号アの該当性について

(ア) 条例第18条第3号アの解釈

条例第18条第3号アは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報を不開示情報から除外している。

ここでいう、「慣行」とは、本人が当該情報を入手することが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として本人が知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

例えば、本人が自ら記載して実施機関に提出した申請書中に、配偶者の氏名、勤務先及び所得に関する情報が含まれている場合には、本人はこれらの情報を当然知り得ているはずであるから、本号アに該当することとなる。

(イ) 文書番号4の個人の氏名、個人に関する情報、聴取内容について

実施機関は、文書番号4の個人の氏名、個人に関する情報、聴取内容を条例第18条第3号の開示請求者以外の個人情報に該当するとして不開示としている。

文書番号4は、開示請求者本人が出席した面談記録であり、聴取内容等は、本人は当然知り得ているはずであるから、条例第18条第3号アに該当すると認められ、開示すべきである。

(ウ) 文書番号5の個人の氏名について

実施機関は、文書番号5の個人の氏名を、条例第18条第3号の開示請求者以外の個人情報に該当するとして不開示としている。

文書番号5は、開示請求者本人が記載し、提出した書類であり、本人は当然知り得ているはずであるから、条例第18条第3号アに該当すると認められ、開示すべきである。

ウ 条例第18条第3号イの該当性について

(ア) 条例第18条第3号イの解釈

条例第18条第3号イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を不開示情報から除外している。

開示することにより害される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るときには、当該保有個人情報を開示する正当性と必要性が認められることから、これを不開示情報から除くこととしたものである。

開示することが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と不開

示にすることにより保護される利益との比較衡量によって判断されることになり、その判断に当たっては、個別具体的に検討するのが相当である。

(イ) 不開示部分の該当性についての判断

審査請求人は、転倒の原因となった加害生徒又は事故に関わった同級生に関する情報については、たとえ審査請求人以外の個人の氏名であっても、損害賠償請求権という審査請求人の財産を保護するために、必要不可欠の情報であり、本号イに該当する旨を主張する。

しかし、審査請求人は、本件事故の当事者であり、本件事故に関わった児童については、当然承知していることから、審査請求人の損害賠償請求権の行使のために開示することが審査請求人の財産を保護するために開示することが必要であるとまでは認められず、転倒の原因となった加害生徒又は事故に関わった同級生に関する情報は、条例第18条第3号イには該当しない。

条例第18条第3号イは、個人情報を開示することにより、利益になると考えられる災害時や緊急時の場合が想定され、本件のように損害賠償請求権のために個人情報の開示が求められるようなことを想定していない。

(3) 条例第18条第6号の該当性について

ア 条例第18条第6号の解釈

条例第18条第6号は、市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としている。

開示されることにより、外部からの圧力、干渉等により熱海市の機関等の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや未成熟な情報であって、市民等に不正確な理解や誤解を与える等の不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものがあるものがあることから、これらの情報は不開示とすることを定めたものである。

イ 不開示部分の該当性についての判断

実施機関は、別記3の実施機関が不開示とした部分の欄における協議、検討内容の部分について、内部における検討又は協議に関する情報であるとして、条例第18条

第6号の規定により不開示としている。

本審査会において、本件対象公文書の該当箇所を見分したところ、実施機関が、内部における検討又は協議に関する情報であるとして不開示とした部分は、実施機関と関係者との面談についての実施機関の評価、方針に関する部分であることが確認された。

実施機関との面談記録とは、単なる事実の記載ではなく、関係者の感情や反応、実施機関が行った評価や判断など様々な記録の情報である。

実施機関に求められる課題の複雑さを踏まえれば、実施機関が行った評価や判断についての情報を開示することとなると、今後、同種の事案についての面談に際し、実施機関の担当者を含む関係者が率直な意見を述べることに消極的になるなど、率直な意見交換が行われなくなることや、面談記録の記載内容の簡素化などの事態が想定され、その結果、今後の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

他方、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として不開示とした部分には、単に事実を記載した部分も認められた。当該部分については、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報とは認められず、別記3の審査会の判断の欄に開示と記載された部分につき、開示すべきである。

3 結論

審査請求人は、この他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、当審査会は、諮問された本件審査請求について、前記「第1 審査会の結論」のとおり答申するものである。

第5 付言

本件審査請求については、本件処分に記載された、「開示しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由」が、具体的にどの部分であるかが不明確であったために、審査請求人の誤解を招いた部分が多くあったように見受けられる。

実施機関においては、複数の根拠により部分開示決定を行う際には、請求者に対し、当該処分の部分を特定したうえで、理由を示すことが望ましく、いたずらに複数の根拠を挙

げることは慎重にすべきである。

第6 審査会の処理経過

令和3年11月18日 審査諮問書の受理（第1回審査会）

令和3年12月10日 実施機関からの意見書の受理

令和3年12月24日 審査（第2回審査会）

令和4年 1月31日 審査請求人からの意見書の受理

令和4年 2月10日 審査（第3回審査会）

令和4年 4月 8日 審査（第4回審査会）

令和4年 5月19日 審査（第5回審査会）

令和4年 6月30日 審査（第6回審査会）、答申の確定

別記1 開示請求の内容

平成29年7月24日、熱海市立●●●学校において発生した●●●●が負傷した件に関連した事故調査の記録（関係教員、生徒の聞き取り調査や、その他関係機関の調査記録）など一切の資料（録音などの電子記録媒体も含む）

別記2 対象公文書

文書番号	文書の名称
1	面談記録（平成29年8月8日）
2	面談記録（その2）（平成29年8月24日）
3	面談記録（その3）（平成29年8月30日）
4	面談記録（その4）（平成29年9月5日）
5	学校生活アンケート
6	医療費支払請求書（平成29年10月6日）
7	交付金決定通知書（平成29年10月30日）
8	医療費支払通知書（平成29年10月26日）
9	医療費支払請求書（平成29年12月8日）
10	災害継続報告書（平成29年11月17日）

1 1	交付金決定通知書（平成29年12月26日）
1 2	医療費支払請求書（平成30年3月7日）
1 3	障害報告書（平成30年5月7日）
1 4	災害報告書（平成29年10月4日）
1 5	障害報告書（平成30年5月7日）
1 6	医療費支払請求書（平成30年9月10日）
1 7	災害継続報告書（平成30年9月4日）
1 8	障害報告書（平成30年9月4日）
1 9	災害報告書（平成29年10月4日）
2 0	災害共済給付金の支払状況調査について（平成31年1月7日）
2 1	災害共済給付金支払済報告書（平成31年1月28日）

別記3 実施機関が不開示とした部分及び審査会の判断

文書番号	実施機関が不開示とした部分	該当箇所	審査会の判断
1	面談出席者	・ 1枚目1行目	不開示
	面談出席者	・ 1枚目4行目	不開示
	審査請求人の家族	・ 1枚目8行目	開示
	審査請求人の家族	・ 1枚目9行目	開示
	審査請求人の家族	・ 1枚目10行目	開示
	審査請求人の住所	・ 1枚目11行目	開示
	父親の連絡先	・ 1枚目12行目	不開示
	母親の連絡先	・ 1枚目13行目	不開示
	面談出席者	・ 1枚目14行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 1枚目15－16行目	不開示
	個人に関する情報	・ 1枚目17行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 1枚目19－20行目	不開示
	個人の氏名	・ 1枚目21行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 1枚目22－23行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 1枚目24－25行目	不開示

1	聴取内容	・ 2 枚目 1 行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 2 枚目 2 - 3 行目	不開示
	聴取内容	・ 2 枚目 3 - 4 行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 2 枚目 5 - 6 行目	不開示
	聴取内容	・ 2 枚目 8 - 9 行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 2 枚目 11 - 12 行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 2 枚目 13 行目	不開示
	聴取内容	・ 2 枚目 14 - 15 行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 2 枚目 16 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 2 枚目 24 行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 2 枚目 31 - 32 行目	不開示
	聴取内容	・ 2 枚目 33 - 35 行目	不開示
	協議、検討内容	・ 3 枚目 1 行目	開示
	協議、検討内容	・ 3 枚目 2 - 11 行目	不開示
	協議、検討内容	・ 3 枚目 12 行目	開示
	協議、検討内容	・ 3 枚目 13 行目	不開示
	協議、検討内容	・ 3 枚目 14 行目	開示
	協議、検討内容	・ 3 枚目 15 - 17 行目	不開示
2	面談出席者	・ 1 枚目 4 行目	不開示
	面談出席者	・ 1 枚目 5 行目	不開示
	聴取内容	・ 1 枚目 11 - 13 行目	不開示
	聴取内容	・ 1 枚目 19 行目	不開示
	聴取内容	・ 1 枚目 25 行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 1 枚目 26 - 28 行目	不開示
	協議、検討内容	・ 2 枚目 1、2 行目	開示
	協議、検討内容	・ 2 枚目 3 - 16 行目	不開示
3	個人に関する情報、個人の氏名	・ 1 枚目 6 行目	不開示
	個人に関する情報、個人の氏名	・ 1 枚目 7 - 8 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 1 枚目 11 行目	不開示

3	個人に関する情報	・ 1 枚目 1 2 行目	不開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 1 枚目 1 6 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 1 枚目 1 8 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 1 枚目 1 9 行目	不開示
	協議、検討内容	・ 1 枚目 2 0 行目	不開示
	個人に関する情報、個人の氏名	・ 1 枚目 2 2 行目	不開示
	個人に関する情報、個人の氏名	・ 1 枚目 2 3 - 2 5 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 1 枚目 2 6 - 2 7 行目	不開示
	個人に関する情報、聴取内容	・ 1 枚目 2 9 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 1 枚目 3 0 行目	不開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 2 枚目 3 行目	不開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 4 行目	不開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 6 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 2 枚目 9 行目	不開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 1 6 行目	不開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 1 7 行目	不開示
	個人の氏名、個人に関する情報、 聴取内容	・ 2 枚目 1 9 - 2 0 行目	不開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 2 枚目 2 1 - 2 2 行目	不開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 2 4 行目	不開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 2 枚目 2 5 - 2 6 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 2 枚目 2 6 行目	不開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 2 枚目 2 8 - 2 9 行目	不開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 2 枚目 3 0 - 3 2 行目	不開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 2 枚目 3 3 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 2 枚目 3 4 行目	不開示
個人に関する情報、個人の氏名	・ 3 枚目 4 行目	不開示	
個人に関する情報	・ 3 枚目 6 行目	不開示	
個人に関する情報	・ 3 枚目 7 - 9 行目	不開示	

3	個人に関する情報	・ 3 枚目 1 2 行目 (2 箇所)	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 1 3 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 1 4 - 1 5 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 1 6 行目 (2 箇所)	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 1 7 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 1 9 行目 (2 箇所)	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 2 0 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 2 1 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 2 2 - 2 3 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 2 5 行目	不開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 2 8 行目	不開示
	協議、検討内容	・ 4 枚目 1 行目	開示
	協議、検討内容	・ 4 枚目 2 - 1 0 行目	不開示
	協議、検討内容	・ 4 枚目 1 1 行目	開示
	協議、検討内容	・ 4 枚目 1 2 - 1 5 行目	不開示
協議、検討内容	・ 4 枚目 2 1 - 2 5 行目	不開示	
4	個人に関する情報	・ 1 枚目 5 行目	開示
	個人に関する情報	・ 1 枚目 6 行目 (2 箇所)	開示
	個人に関する情報	・ 1 枚目 8 行目 (2 箇所)	開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 1 枚目 9 - 1 1 行目	開示
	個人の氏名	・ 1 枚目 1 7 - 1 8 行目	開示
	個人の氏名	・ 1 枚目 1 9 行目	開示
	個人の氏名	・ 1 枚目 2 0 行目	開示
	個人の氏名	・ 1 枚目 2 1 行目 (4 箇所)	開示
	個人の氏名	・ 1 枚目 2 5 行目 (2 箇所)	開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 1 枚目 2 5 - 2 6 行目	開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 1 枚目 2 7 - 2 8 行目	開示
	個人の氏名	・ 1 枚目 2 8 行目	開示
	個人の氏名	・ 1 枚目 2 9 行目	開示

4	個人に関する情報、個人の氏名	・ 1 枚目 3 1 - 3 2 行目	開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 4 行目 (4 箇所)	開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 5 行目 (2 箇所)	開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 6 行目 (2 箇所)	開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 2 枚目 8 - 9 行目	開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 1 0 行目	開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 1 1 行目 (2 箇所)	開示
	個人の氏名、個人に関する情報	・ 2 枚目 1 3 行目 (2 箇所)	開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 1 6 行目	開示
	個人に関する情報	・ 2 枚目 2 0 行目	開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 2 9 行目	開示
	個人の氏名	・ 2 枚目 3 0 行目	開示
	個人に関する情報	・ 2 枚目 3 1 行目	開示
	聴取内容	・ 3 枚目 3 行目	開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 3 枚目 6 行目	開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 3 枚目 7 行目	開示
	聴取内容	・ 3 枚目 8 行目	開示
	個人の氏名、聴取内容	・ 3 枚目 9 行目	開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 1 2 行目	開示
	個人に関する情報	・ 3 枚目 2 8 行目	開示
	協議、検討内容	・ 4 枚目 1 - 7 行目	開示
	協議、検討内容	・ 4 枚目 8 行目	開示
	協議、検討内容	・ 4 枚目 9 - 1 0 行目	不開示
協議、検討内容	・ 4 枚目 1 1 - 1 2 行目	不開示	
協議、検討内容	・ 4 枚目 1 3 - 1 4 行目	不開示	
協議、検討内容	・ 4 枚目 1 5 行目	開示	
協議、検討内容	・ 4 枚目 1 8 行目	開示	
5	個人の氏名	・ 1 枚目 項番 5 の記載内容	開示
6	請求件数	・ 1 枚目 項番 1	不開示

6	学校数	・ 2 枚目 7 行目	不開示
	件数	・ 3 枚目表外上部	不開示
	審査請求人以外の被災児童の学年、性別、氏名、災害発生年月日、傷病名、医療費、報告書番号、学校名	・ 3 枚目表中	不開示
7	件数	・ 2 枚目上部	不開示
	金額	・ 2 枚目下部	不開示
8	審査請求人以外の被災児童の学年、性別、氏名、災害発生年月日、傷病名、給付金請求額、報告書番号、備考、学校名	・ 表中	不開示
9	請求件数	・ 1 枚目項番 1	不開示
	学校数	・ 2 枚目 7 行目	不開示
1 0	保護者等（受給者）氏名	・ 表中	不開示
1 1	件数	・ 2 枚目上部	不開示
1 2	請求件数	・ 1 枚目項番 1	不開示
	学校数	・ 2 枚目 7 行目	不開示
1 3	保護者等（受給者）氏名	・ 表中	不開示
1 4	保護者等（受給者）氏名	・ 表中	不開示
1 5	保護者等（受給者）氏名	・ 表中	不開示
1 6	請求件数	・ 1 枚目項番 1	不開示
	学校数	・ 2 枚目 7 行目	不開示
1 7	保護者等（受給者）氏名	・ 表中	不開示
1 8	保護者等（受給者）氏名	・ 表中	不開示
1 9	保護者等（受給者）氏名	・ 表中	不開示
2 0	保護者氏名	・ 2 枚目 1 3 行目	不開示
	保護者等氏名	・ 3 枚目表中	不開示
2 1	保護者等氏名、続柄	・ 表中	不開示

熱海市個人情報保護審査会委員

根 本 猛 (会長)

稲 村 康 弘 (委員)